

シートベルト・チャイルドシート 着用推進会議の設置について

平成11年10月21日
交通対策本部長決定

1 シートベルト・チャイルドシート着用の徹底のための諸活動について、関係省庁及び交通安全に関係する団体との緊密な連絡を確保し、及びその効果的な実施を図るため、シートベルト・チャイルドシート着用推進会議(以下「推進会議」という。)を設ける。

2 推進会議は、総務事務次官を議長とし、次に掲げる者並びに議長が委嘱する交通安全に関係する団体を代表する者及びシートベルト・チャイルドシート着用に関し学識経験を有する者をもって構成する。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができるものとする。

総務庁長官官房交通安全対策室長

警察庁交通局長

法務省刑事局長

文部省体育局長

厚生省大臣官房長

通商産業省産業政策局長

運輸省自動車交通局長

労働省労働基準局長

建設省道路局長

自治省行政局長

3 推進会議に副議長を二人を置き、構成員のうちから議長が指名する。

- 4 推進会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関及び関係団体の職員のうちから議長が指名する。
- 5 推進会議の庶務は、警察庁交通局の協力を得て、総務庁長官官房交通安全対策室において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は議長が定める。